

博士學位論文要約

論文題目： 平安前期対外姿勢の研究

氏名： 堀井 佳代子

要約：

平安時代前期には公使外交が途絶し、朝廷の外交政策が大きく変化したとされる。この要因として、海商による貿易の盛行により公使が不用となったという経済的側面、国際情勢により日本上位の小帝国としての構造が通用しなくなったという政治的側面が挙げられている。いずれも外的な面にその要因を求めているが、むしろ外交政策をめぐっては、日本側の内的要因が大きく作用していると考えられる。本研究では、当該期の朝廷から見た外国使節及び外交そのものの位置づけの変化を明らかにし、それが外交政策に与えた影響を考察する。対外関係史の分野では広域的な国際関係を踏まえて外交政策が論じられているが、それでは日本国内における変化が捉えられない。ここでは一貫して朝廷の立場から外交をめぐる問題を考察した。

まず第1部では、外交文書の文言・外国使節の参加する儀礼を素材として、その対外姿勢の変化の画期が嵯峨天皇の時代にあることを示した。第1章「国書・儀式書からみた平安前期の渤海観」では、日本から渤海に宛てられた国書と弘仁12年(821)撰進の『内裏式』とを分析し、そこにみえる渤海・渤海使への意識を明らかにした。天皇から渤海王宛の国書の内容部分が、現実の外交姿勢を反映することを確認した上で、特に弘仁年間の国書に、渤海王の個性を評価し、文化的な国とする言及が表れ、貢物や儀式の場の具体的表現が見えることを指摘した。次に『内裏式』正月節会儀式文を取り上げ、渤海使を儀式に参加させようとする意識が強いこと、以前は別の日に行っていた官人の叙位と渤海使の叙位とが、弘仁6年(815)には同日に行われ、渤海使と官人との差が縮まっていることを指摘した。嵯峨朝には、高い文化を身につけた外国使節が儀式に参加することが求められた。この渤海及び渤海使に対する位置づけは、嵯峨天皇の唐風化政策との関連が推測される。第2章「対渤海外交における太政官牒の成立—中台省牒との相違から—」では、第1章の国書の分析を受け、承和9年(842)に史料上に現れる太政官牒の外交文書としての性格を検討した。太政官牒は渤海側の年期違反・違例を指摘する独自の内容を持ち、国書を補完する。この太政官牒成立の前提として、天皇から発給する国書に渤海側を責める内容を載せない慣例が存在するが、それが弘仁11年(820)に始まることを述べた。さらに太政官牒の成立以降に当たる嘉祥元年(848)、貞観元年(859)の国書と太政官牒の内容を検証し、礼義と前例を強調して年期違反を繰り返す渤海に対し、強い態度を取れず対応に苦慮する朝廷の様子が窺えることを指摘した。この背景として、他国に対して天皇の儒教的君主の側面を強調して臨む態度があることを述べた。第3章「外国使節の朝賀・節会参加と外交儀礼」では、文武朝以降の外交儀礼全体の変化を捉えるため、外国使節の朝賀・節会への参加を取り上げた。朝賀において外国使節は、官人の四拝とは異なる再拝を行う。同じ朝賀の会場のなかで異なる礼式が併存しており、同様の状況は節会でも確認できる。続けて、『続日本紀』の検討から、使旨奏上・貢献物奉呈儀が天皇出御で行われるのは、神亀3年(726)以降であり、それまでは朝賀で天皇に拝礼を行い、その後、官人に使旨の伝達・貢献物の献上を行っていたことを指摘した。朝賀は官人と天皇との人格的關係を示す儀礼でありながら、天皇と使節との關係を示す外交儀礼でもあった。これは、日本の朝賀は中国とは異なり、官人と使節とをともに同一の秩序に含むものではなかったことを示している。このような状況が最終的に改められるのが、弘仁9年(818)であり、外国使節の動作を取り入れる形で新礼が導入され、朝賀・節会は外国使節の参加を前提として再編される。

第2部では、八～九世紀の外交に関わる儀礼を取り上げ、通史的にその変遷を追うという分析方法をとった。それを通して、唐の制度・儀礼を複雑な形で継受する日本の状況を具体的に示すとともに、そこに表れている朝廷の外交の位置づけの変化を明らかにした。第4章「遣唐使の出発・帰国時の儀式―拝朝・節刀・餞の検討―」では遣唐使の出発・帰国の際に行われた儀式を取り上げた。遣唐使の行う「拝朝」は、遣外使節を派遣する際に普遍的に行われる使命の伝達・送物の授与を行う場であったが、これに加えて大宝元年(701)以降、「節刀」の授受が行われる。日本の『律疏』からは、朝廷がそれぞれ軍事・外交に関わる両者を一対のものとして捉えていたことがわかるが、儀式の内容は将軍と遣唐使とで大きく異なる。遣唐使の次第は、将軍に比べシンプルであるが、これは遣唐使には儀式の場として「拝朝」が既にあったこととともに、次第文の改訂がほとんど行われなかったことが想定される。これは使節派遣における節刀の重要性が低下したことを示している。また、延暦度の遣唐使以降、新たに「賜餞」が行われるが、これは官人間で行われていた「餞」を、内裏で天皇主催の形をとって行ったものである。この遣唐使への賜餞は、その後「辞見」「罷申」が広がるなかで、特に大宰大式・陸奥守などの辺遠に赴任する地方官に継承される。この賜餞は、遣唐使派遣のなかで、外交の内容そのものに加え、天皇と使節の人格的關係の強調が重要視されるに至ったことを示している。それはまさに君主の命に応じて王事に赴く臣下を表している。遣唐使が派遣されなくても、この構造自体は形を変えて残り続ける。以上の考察により、延暦度とそれ以前とは遣唐使の位置づけに変化があることがわかった。これは、遣唐使に象徴される外交の意味づけの変化により生じたものと言える。第5章「外国使節入京儀礼について―郊勞儀の再検討―」では、日本に来朝した外国使節が入京する際の儀礼を取り上げ、外交儀礼の受容の具体相を示した。唐の入京儀礼の実態を確認した上で、日本の入京儀礼の変遷を明らかにした。推古朝以来、騎兵を伴っていたものが、奈良時代中期には、羅城門外で官使が宣命を読み、馬を与えるという唐に近い儀礼が行われることを指摘した。これは、この段階で既に唐の儀礼に近い内容が受容されていることとともに、外国使節に対し、武の要素を強調する必要がなくなったことを示している。平安京遷都後は、畿内の堺に近い地点で行われ、「郊勞」という儀式の名称が用いられる。これは、『儀礼』などの経書で、王・諸侯間あるいは諸侯同士の儀式として使用される。平安時代初頭の外交儀礼では、唐の実例よりも経書の影響が大きい場合があることを指摘した。ここで遣唐使派遣と使節への外交儀礼という、方向性の異なるものを検討したが、両者の分析からは、外交そのものの意味づけの変化が儀礼の形を変えていくことが見える。第一部で示した弘仁年間における様々な変化は、これを踏まえ生じたものである。

第3部では、第1部で示した弘仁年間の儀礼・国書に影響していると考えられる嵯峨天皇の唐風化政策の性格の一端を明らかにするために、具体的な制度を取り上げ、その実態を検討した。第6章「節会における列立法―延喜式部式元正行列次第条・同節会行列条の検討から―」では列立法の変化を取り上げた。『延喜式部式』上の列立法を規定した二つの条文の成立過程をまず明らかにした。その上で、唐礼の導入を契機として成立した新しい列立法である節会行列が、伝統的な朝堂における列立法を完全に消滅させるに至る経緯を具体的に示した。第7章「平安時代の服御・常膳の減省について」では、災害時に天皇が行う、服御・常膳の減省を取り上げ、殷の湯王を意識した、儒教的要素を強調する側面を持つとともに、実質的な支出抑制策であったことを示した。そしてこの措置が、宝亀年間から大同年間の中国的「天」の受容、禄制改革の実施といった政策の延長線上にあることを指摘した。

ここで唐風化政策が、間接的な形であっても奈良時代以来の伝統を消滅させる結果をもたらすこと、また儒教的政策としての側面を強調しつつ、それまでにはなかった合理的な政策を実現させるという唐風化施策の実質的な側面を指摘した。このような唐風化の持つ意味は、対外姿勢についても同様に働いたと考えられる。

以上の3部にわたる検討から、古代の対外姿勢について嵯峨天皇の弘仁年間に大きな転換が

あったことが明らかになった。ここで外国使節の来朝を朝貢とみなす観念が弱まり、文化的性格が強調され、その動作は「唐礼」として導入される。弘仁年間には、渤海に文化的役割を付与することで、儀礼の整備がスムーズに行われた。また使節との漢詩文の贈答も行われた。嵯峨朝において外国使節は新たな意味づけを与えられる。そして二国間の関係において、現実的な交渉とは乖離した儒教的な君主像が表面化するとともに、「外交」の意義も消滅すると考えられる。従来の華夷思想が強く主張される宝亀・延暦年間、新たな迎接体制・海商の活動が見られ始める承和年間を外交上の画期とする見解に対して、本研究では対外姿勢という視角から嵯峨朝の画期性を提示した。また、この変化は他の唐風化政策から見えた、それ以前の伝統が断ち切られるあり方と軌を一にしており、対外姿勢と国内の政策動向とが密接に関わっていることをまさに示している。